

議案第10号

和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例

和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例（平成27年条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(利用者負担額) 第3条（略） 2 利用者負担額の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) <u>教育標準時間認定利用者負担額（法第19条第1号）</u> に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係るもの及び <u>同条第2号</u> に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係るもの（特別利用教育を利用した場合に限る。）をいう。以下同じ。） 無料 (2) 保育認定利用者負担額（ <u>法第19条第2号</u> に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係るもの（特別利用教育を利用した場合を除く。）及び <u>同条第3号</u> に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係るものをいう。以下同じ。）別表に定める額 3 前項の規定にかかわらず、第2子（同一世帯に負担額算定基準子ども（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条に規定する負担額算定基準子どもをいう。以下同じ。）である小学校就学前子どもに該当する兄又は姉を1人有する教育・保育給付認定子ども（市町村民税の所得割額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいい、所得割額の計算に当たっては、同法第314条の7から第314条の9まで並びに	(利用者負担額) 第3条（略） 2 利用者負担額の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) <u>教育標準時間認定利用者負担額（法第19条第1項第1号）</u> に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係るもの及び <u>同項第2号</u> に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係るもの（特別利用教育を利用した場合に限る。）をいう。以下同じ。） 無料 (2) 保育認定利用者負担額（ <u>法第19条第1項第2号</u> に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係るもの（特別利用教育を利用した場合を除く。）及び <u>同項第3号</u> に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係るものをいう。以下同じ。） 別表に定める額 3 前項の規定にかかわらず、第2子（同一世帯に負担額算定基準子ども（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条に規定する負担額算定基準子どもをいう。以下同じ。）である小学校就学前子どもに該当する兄又は姉を1人有する教育・保育給付認定子ども（市町村民税の所得割額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいい、所得割額の計算に当たっては、同法第314条の7及び第314条の8並びに附則

同法附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第5項、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条の規定は適用しないものとする。以下同じ。）が57,699円以下の世帯にあっては、同一世帯に兄又は姉を1人有する教育・保育給付認定子どもをいう。）に係る保育認定利用者負担額は、別表に定める額に2分の1を乗じて得た額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、第3子以降の子（同一世帯に負担額算定基準子どもである小学校就学前子どもに該当する兄又は姉を2人以上有する教育・保育給付認定子ども（市町村民税の所得割額が57,699円以下の世帯にあっては、同一世帯に兄又は姉を2人以上有する教育・保育給付認定子ども）をいう。）に係る保育認定利用者負担額は、無料とする。

4・5（略）

附 則

（施設型給付費等に関する経過措置）

- 3 特定教育・保育施設が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合には、当分の間、第3条第1項中「法第27条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イの規定により市長が定める額」と、「法第28条第2項第2号の規定により市長が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第2号ロ(1)の規定により市長が定める額」とする。
- 4 特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合には、当分の間、第3条第1項中「法第30条第2項第2号の規定により市長が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)の規定により市長が定める額」とする。

第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。以下同じ。）が57,699円以下の世帯にあっては、同一世帯に兄又は姉を1人有する教育・保育給付認定子どもをいう。）に係る保育認定利用者負担額は、別表に定める額に2分の1を乗じて得た額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、第3子以降の子（同一世帯に負担額算定基準子どもである小学校就学前子どもに該当する兄又は姉を2人以上有する教育・保育給付認定子ども（市町村民税の所得割額が57,699円以下の世帯にあっては、同一世帯に兄又は姉を2人以上有する教育・保育給付認定子ども）をいう。）に係る保育認定利用者負担額は、無料とする。

4・5（略）

附 則

（施設型給付費等に関する経過措置）

- 3 特定教育・保育施設が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合には、当分の間、第3条第1項中「法第27条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イの規定により市長が定める額」と、「法第28条第2項第2号の規定により市長が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第2号ロ(1)の規定により市長が定める額」とする。
- 4 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合には、当分の間、第3条第1項中「法第30条第2項第2号の規定により市長が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)の規定により市長が定める額」とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月17日提出

和光市長 柴崎 光子

提 案 理 由

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。